

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている 中小企業・小規模事業者の皆さまへ

当協会では、県内6か所の営業店・支店に「**経営相談窓口**」を開設し、新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者の皆さまからの資金調達や既存借入金の返済猶予・返済軽減などのご相談を受け付けております。

また、売上等が減少している事業者様向けに「**福島県緊急経済対策資金 伴走支援型特別資金**」などの特別保証制度も設けておりますので、お近くの営業店・支店、またはお取引のある金融機関までご相談ください。

特別相談窓口 平日 9:00～17:15

	電話	担当地域
福島営業店	☎ 024（526）1530	福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡
郡山支店	☎ 024（932）2769	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡（浅川町を除く）
白河支店	☎ 0248（24）0156	白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡浅川町
会津支店	☎ 0242（23）9171	会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡
いわき支店	☎ 0246（23）3570	いわき市
相双支店	☎ 0244（23）5105	南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡

各店舗の住所は[こちら](#)をご覧ください。



福島県緊急経済対策資金

伴走支援型特別資金

※制度詳細・様式は
[こちら](#)をご覧ください。

特徴

- 貸付限度額 **1億円**
- 貸付期間 **10年以内（据置5年以内）**
- 貸付金利 **年1.5%以内（固定）**
- 保証料 国の保証料補助により、事業者負担が軽減

項目	福島県緊急経済対策特別資金「伴走支援型特別資金」																																																
		次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定した中小企業者。																																															
	SN4号	SN5号	一般保証																																														
申込人資格要件	(1) SN4号に係る市村長の認定を受けた方	(1) SN4号に係る市村長の認定を受けた方	(3)次のいずれかに該当する方 ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少している。 ② i . 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少している ii . 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少している iii . 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少している iv . 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している v . 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している vi . 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している																																														
添付書類	要件(1) ・SN4号の認定書	要件(2) ・SN5号の認定書	要件(3) ① : 売上高減少要件確認書（改正版） ② i ~ iii : 売上高総利益率減少要件確認書（新設） ③ iv ~ vi : 売上高営業利益率減少要件確認書（新設） ● 経営行動計画書（改正版） 、 ● 経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応を適用する場合）																																														
対象資金	経営の安定に必要な事業資金		事業資金																																														
保証料率	通常保証料率：0.85% (経営者保証免除対応を適用する場合1.05%) うち事業者負担：0.20%		一般保証の保証料率は、下図参照。 (経営者保証免除対応の適用なしの場合のみ掲載)																																														
一般保証の保証料率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>料率区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常保証 料率(%)</td><td>80%保証の場合 1.90</td><td>1.75</td><td>1.55</td><td>1.35</td><td>1.15</td><td>1.00</td><td>0.80</td><td>0.60</td><td>0.45</td></tr> <tr> <td></td><td>100%保証の場合 2.20</td><td>2.00</td><td>1.80</td><td>1.60</td><td>1.35</td><td>1.10</td><td>0.90</td><td>0.70</td><td>0.50</td></tr> <tr> <td>うち事業者負担(%)</td><td>1.15</td><td>1.00</td><td>0.85</td><td>0.70</td><td>0.60</td><td>0.50</td><td>0.40</td><td>0.30</td><td>0.20</td></tr> </tbody> </table> 100%保証の既往借入金を同額以下借換える場合100%保証扱いとなります。国による補助により、事業者負担は80%保証の場合と変わりません。									料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	通常保証 料率(%)	80%保証の場合 1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		100%保証の場合 2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	うち事業者負担(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																								
通常保証 料率(%)	80%保証の場合 1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																																								
	100%保証の場合 2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50																																								
うち事業者負担(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20																																								

※経営者保証免除対応を適用する場合でも、事業者負担分は上記と同率となります。（国の補助によるもの）

※条件変更の際の保証料は補助対象外となります。

※融資実行後に、金融機関によるモニタリングがあります。

● 主な国制度融資一覧

伴走支援型特別保証制度

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業者の皆さまの資金繰り円滑化を図ることを目的として創設された国の制度で、金融機関が中小企業者に対して継続的な**伴走型での支援を実施**するのが特徴です。

要件の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・経営行動に係る計画の策定が必要。 ・セーフティネット保証（以下SN）4号認定、SN5号認定、一般保証のいずれかで利用可能。
融資限度額	1億円
融資期間・返済方法	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内（うち据置期間5年以内）
融資利率	金融機関所定利率
信用保証料率	SN4号・5号：0.85%（国の保証料補助により、実質の負担は 0.20% ） 一般保証：0.45%～2.20%（事業者負担は 0.20%～1.15% ）
担保	必要に応じて
連帯保証人	原則、法人代表者以外は不要

※[4ページ](#)に詳細記載。

事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度（改善サポ感染）

新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、認定支援機関の指導または支援決定に基づき作成した事業再生計画等により事業再生を行う方向けの制度です。

要件の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・認定支援機関の指導または支援決定に基づく事業再生計画等の計画策定が必要。
融資限度額	2億8,000万円 組合の場合：4億8,000万円
融資期間・返済方法	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 15年以内（うち据置期間5年以内）
融資利率	金融機関所定利率
信用保証料率	責任共有の場合 0.80% 責任共有対象外の場合 1.00% （国の保証料補助により、実質の負担は 0.20% ）
担保	必要に応じて
連帯保証人	原則、法人代表者以外は不要

※制度詳細・様式は[こちら](#)をご覧ください。

伴走支援型特別保証制度

令和5年1月10日付で改正されました。

※制度詳細・様式は
[こちら](#)をご覧ください。

※改正箇所は赤字表記

項目	伴走支援型特別保証制度（略称：伴走特別）			
		次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定した中小企業者。		
申込人資格要件	SN4号	SN5号	一般保証	
	(1) SN4号に係る市村長の認定を受けた方	(1) SN5号に係る市村長の認定を受けた方	(3)次のいずれかに該当する方 ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少している。 ②i.最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少している ii.最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少している iii.直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少している iv.最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している v.最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している vi.直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している	
保証限度額	1億円			
貸付期間	10年以内（据置期間5年以内）但し、一括返済の場合は1年以内			
貸付金利	金融機関所定利率			
添付書類	要件(1) ・SN4号の認定書	要件(2) ・SN5号の認定書	要件(3) ①：売上高減少要件確認書（改正版） ②i～iii：売上高総利益率減少要件確認書（新設） ③iv～vi：売上高営業利益率減少要件確認書（新設）	
	●経営行動計画書（改正後）、●経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応を適用する場合）			
対象資金	経営の安定に必要な事業資金		事業資金	
保証料率	通常保証料率：0.85% (経営者保証免除対応を適用する場合1.05%) うち事業者負担：0.20%		一般保証の保証料率は、下図参照。 (経営者保証免除対応の適用なしの場合のみ掲載)	

一般保証の保証料率	料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	通常保証 料率(%)	80%保証の場合	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
		100%保証の場合	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	うち事業者負担(%)		1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
100%保証の既往借入金を同額以下借換える場合100%保証扱いとなります。が、国の保証料補助により、事業者負担は80%保証の場合と変わりません。											

※経営者保証免除対応を適用する場合でも、事業者負担分は上記と同率となります。（国の補助によるもの）

※条件変更の際の保証料は補助対象外となります。

※融資実行後に、金融機関によるモニタリングがあります。

● その他の国制度融資一覧

コロナウイルス感染症関連の主な国の制度融資は下記のとおりです。

売上等の減少度合いによりご利用いただける制度が異なりますのでご注意ください。

売上高等減少率	20%以上	5%以上
制度名称	セーフティネット保証4号 (略称: S N 4号)	セーフティネット保証5号 (略称: S N 5号)
融資限度額	2億8,000万円	2億,800万円
融資期間	運転 10年以内 設備 20年以内	運転 10年以内 設備 20年以内
融資利率	金融機関所定利率	
信用保証料率	年0.80%	年0.75%
連帯保証人	法人は原則代表者のみ、個人は原則不要	
担保	必要に応じ	
必要書類	売上等減少に関する市町村長の認定が必要になります。	

各制度の詳しい内容は[6~7ページ](#)をご覧ください。

制度毎の融資限度額のほかに合算での利用限度額がございます。詳しくは窓口にお問い合わせください。

○ その他の県制度融資一覧

コロナウイルス感染症関連の主な県制度融資は下記のとおりです。

上記の国の制度融資に県独自の枠組みを設け、よりご利用いただきやすい制度となっています。

売上等減少率	20%以上 (S N 4号)	5%以上 (S N 5号)	3%以上 (一般)
制度名称	・福島県緊急経済対策資金 「新型コロナウイルス対策特別資金」	・福島県緊急経済対策資金 「外的変化対応資金」	
融資限度額	8,000万円	5,000万円	運転5,000万円 設備7,000万円
融資期間	10年以内 (うち据置1年以内)	10年以内 (うち据置1年以内)	10年以内 (うち据置3年以内)
融資利率	固定 年1.5%以内	固定 年1.5%以内	変動 年1.5%以内 固定 年1.7%以内
信用保証料率	年0.50%	年0.65%	年0.35% ~ 1.35%
連帯保証人	法人は原則代表者のみ、個人は原則不要		
担保	必要に応じ		
必要書類	売上等減少に関する市町村長の認定が必要になります。		売上等減少に関する資料が必要になります。

各制度の詳しい内容は[8~10ページ](#)をご覧ください。

制度毎の融資限度額のほかに合算での利用限度額がございます。詳しくは窓口にお問い合わせください。

セーフティネット保証4号（国制度）

県内に事業所を有する中小企業者・小規模事業者で、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、**売上等が20%以上減少している（見込みを含む）事業者向け**の制度です。

取扱金融機関	普通銀行、信用金庫、信用組合、(株)商工組合中央金庫
融資対象	県内に事業所を有する中小企業者であり、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者。（ セーフティネット保証4号※ ）
資金使途	運転資金、設備資金及び借換資金 ただし、同一資金使途に対する他保証制度（別口保証）との併用はできないものとする。
融資限度額	原則、無担保保証 8,000万円、有担保保証 2億円 (ただし組合等は原則、無担保保証 8,000万円、有担保 4億円)
融資期間	運転資金 10年以内 設備資金 20年以内
融資利率	金融機関所定利率
保証人・担保	法人・組合：原則として連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。 個人：必要により連帯保証人、担保を徴する。
信用保証料率	年0.80%（責任共有対象外） ただし、信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年0.1%割引した料率が適用される。
返済方法	分割返済とする。ただし融資期間1年以内のときは、一括返済も可とする。
その他	セーフティネット保証4号に係る市町村長の認定書が必要。

※セーフティネット保証4号の具体的な認定基準は以下のとおりです。

- (イ) 申請者が法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域において3か月以上継続して事業を行っていること。（業歴については、原則「1年以上」であるところ、令和2年3月13日より「3か月以上」に緩和。）
- (ロ) 法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完工工事高又は受注残高。以下、「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少することが見込まれること。

セーフティネット保証5号（国制度）

県内に事業所を有する中小企業者・小規模事業者で、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、**売上等が5%以上減少している（見込みを含む）事業者向け**の制度です。

取扱金融機関	普通銀行、信用金庫、信用組合、(株)商工組合中央金庫
融資対象	県内に事業所を有する中小企業者であり、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者。（ セーフティネット保証5号※ ）
資金使途	運転資金、設備資金及び借換資金 ただし、同一資金使途に対する他保証制度（別口保証）との併用はできないものとする。
融資限度額	原則、無担保保証 8,000万円、有担保保証 2億円 (ただし組合等は原則、無担保保証 8,000万円、有担保 4億円)
融資期間	運転資金 10年以内 設備資金 20年以内
融資利率	金融機関所定利率
保証人・担保	法人・組合：原則として連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。 個人：必要により連帯保証人、担保を徴する。
信用保証料率	年0.75%（ 責任共有対象 ） ただし、信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年0.1%割引した料率が適用される。
返済方法	分割返済とする。ただし融資期間1年以内のときは、一括返済も可とする。
その他	セーフティネット保証5号に係る市町村長の認定書が必要。

※セーフティネット保証5号の具体的な認定基準は以下のとおりです。

- (イ) 申請者が、法第2条5項5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して5%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること。

(ロ) 省略

福島県緊急経済対策資金「新型コロナウイルス対策特別資金」 (セーフティネット保証4号要件)

県内に事業所を有する中小企業者・小規模事業者で、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、**売上等が20%以上減少している（見込みを含む）事業者向け**の制度です。

取扱金融機関	県内の普通銀行、信用金庫、信用組合、(株)商工組合中央金庫
融資対象	県内に事業所を有する中小企業者であり、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者。（ セーフティネット保証4号※ ）
資金使途	運転資金、設備資金 信用保証協会の保証付き既存借入金（責任共有制度の対象保証は除く）の借換・一本化も可能。
融資限度額	運転資金、設備資金 8,000万円 運転資金と設備資金を併用する場合は、8,000万円を限度とする。
融資期間	10年以内（うち据置期間1年以内）
融資利率	固定 年1.5%以内
保証人・担保	法人・組合：原則として連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。 個人：必要により連帯保証人、担保を徴する。
信用保証料率	年0.50%（責任共有対象外） ただし、信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年0.1%割引した料率が適用される。
返済方法	分割返済とする。ただし融資期間1年以内のときは、一括返済も可とする。
その他	セーフティネット保証4号に係る市町村長の認定書が必要。

※セーフティネット保証4号の具体的な認定基準は以下のとおりです。

- (イ) 申請者が法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域において3か月以上継続して事業を行っていること。（業歴については、原則「1年以上」であるところ、令和2年3月13日より「3か月以上」に緩和。）
- (ロ) 法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完工工事高又は受注残高。以下、「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少することが見込まれること。

福島県緊急経済対策資金 「外的変化対応資金（セーフティネット保証5号）」

県内に事業所を有する中小企業者・小規模事業者で、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、**売上等が5%以上減少している（見込みを含む）事業者向け**の制度です。

取扱金融機関	県内の普通銀行、信用金庫、信用組合、(株)商工組合中央金庫
融資対象	県内に事業所を有する中小企業者であり、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者。（ セーフティネット保証5号※ ）
資金使途	運転資金、設備資金 それぞれの要件に係る本制度の既存借入金の一本化・借換も可能。
融資限度額	運転資金、設備資金 5,000万円 運転資金と設備資金を併用する場合は、5,000万円を限度とする。
融資期間	10年以内（うち据置期間1年以内）
融資利率	固定 年1.5%以内
保証人・担保	法人・組合：原則として連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。 個人：必要により連帯保証人、担保を徴する。
信用保証料率	年0.65%（責任共有対象） ただし、信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年0.1%割引した料率が適用される。
返済方法	分割返済とする。
その他	セーフティネット保証5号に係る市町村長の認定書が必要。

※セーフティネット保証5号の具体的な認定基準は以下のとおりです。

(イ) 申請者が、法第2条5項5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完工工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して5%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること。

(口) 省略

福島県緊急経済対策資金「外的変化対応資金（一般）」

県内に事業所を有する中小企業者・小規模事業者で、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、**売上等が3%以上減少している（見込みを含む）事業者向け**の制度です。

取扱金融機関	県内の普通銀行、信用金庫、信用組合、(株)商工組合中央金庫																		
融資対象	<p>自然災害の影響により、事業活動に影響を受けている者で次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア) 自然災害の影響を受け最近3か月間又は6か月間の売上高、売上総利益、営業利益のいずれかが、原則として前年同期に比し3%以上減少し、又は減少する見込みが確実であること。</p> <p>イ) 自然災害の影響を受けている製品等の売上高又は災害により影響を受けている者との取引額が、原則として前年同期に比し3%以上減少し、又は減少する見込みが確実であること。この場合には、当該事業者の売上高等が、その当該期間に対前年比減となっていること。</p>																		
資金使途	<p>運転資金、設備資金 信用保証協会の保証付き既存借入金（責任共有制度の対象保証は除く）の借換・一本化も可能。</p>																		
融資限度額	<p>運転資金 5,000万円 設備資金 7,000万円 運転資金と設備資金を併用する場合は、7,000万円を限度とする。</p>																		
融資期間	10年以内（うち据置期間3年以内）																		
融資利率	<p>変動 年1.5%以内 固定 年1.7%以内</p>																		
保証人・担保	法人・組合：原則として連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。 個人：必要により連帯保証人、担保を徴する。																		
信用保証料率	<p>決算内容等に応じて、下記の①～⑨の信用保証料率を適用。</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td> </tr> <tr> <td>1.35%</td><td>1.25%</td><td>1.10%</td><td>0.95%</td><td>0.85%</td><td>0.80%</td><td>0.70%</td><td>0.50%</td><td>0.35%</td> </tr> </table> <p>ただし、信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年0.1%、有担保保証は年0.1%それぞれ割り引いた料率が適用される。</p>	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨											
1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%											
返済方法	分割返済とする。																		

(参考) コロナウイルス感染症関連情報

首相官邸 「新型コロナウイルス感染症 ご利用くださいお役立ち情報」

首相官邸ホームページにおいて、総合的な情報案内がされています。
詳しくは検索または下記リンクをご覧ください。



首相官邸ホームページは[こちら](#)

経済産業省 「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」

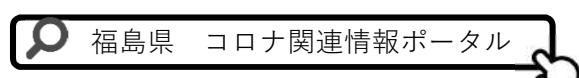
経済産業省のホームページにおいて、事業者の方への資金繰り支援、助成金の特例措置、納税猶予等に関する情報案内がされています。詳しくは検索または下記リンクをご覧ください。



経済産業省の支援策は[こちら](#)

福島県 「新型コロナウイルス感染症 関連情報ポータル」

福島県の新型コロナウイルス感染症関連情報のポータルサイトです。
感染症対策、感染情報、相談窓口、各種支援について、検索または下記リンクをご覧ください。



福島県のコロナ関連ポータルサイトは[こちら](#)